

○山口県警察訓令等公表要領（例規通達）

平成15年5月8日
警 県 第 1 0 2 号

（目的）

第1条 この要領は、山口県警察の訓令及び例規通達（以下「訓令等」という。）を公表することにより、警察行政の透明性を確保するとともに、県民に対する説明責任を遂行し、もって県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

（公表対象）

第2条 公表の対象とする訓令等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 山口県警察の内部管理（人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等をいう。）に関する訓令等
- (2) 専ら技術的又は補足的事項を定める訓令等
- (3) その他県民生活に影響を及ぼさない訓令等

第2条の2 前条に規定する訓令等以外の通達であっても、県民の関心の高い事項を内容とするもの等については、訓令等とみなし、この要領の規定に基づき、可能な限り公表するよう努めるものとする。

（公表範囲）

第3条 前条の規定により公表の対象とする訓令等のうち、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）第7条各号に規定する情報（以下「不開示事項」という。）を含まないものについては、原則として全文を公表するものとし、不開示事項を含むものについては、その題名及び概要等を公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、その題名に不開示事項が含まれている場合及び概要を公表することが不開示事項の公表につながるおそれのある場合は、公表しないものとする。

（公表時期）

第4条 訓令等を制定し、又は改正したときは、速やかに公表するものとする。ただし、速やかに訓令等を公表することが適当でないと認められる事情がある場合は、当該事情がなくなった後に公表するものとする。

（公表期間）

第5条 公表期間については、公表した訓令等が効力を有する期間とする。

（公表方法）

第6条 公表方法は、山口県警察がインターネット上に開設するホームページに訓令等を掲載するとともに、警察本部の情報公開窓口当該訓令等に係る文書を備えて置き、一般の閲覧に供する方法とする。

（公表手続）

第7条 訓令等を主管する所属の長（以下「主管課長」という。）は、訓令等を公表しようとするときは、訓令等公表依頼書（別記第1号様式）を作成し、当該訓令等の電磁的記録及び当該電磁的記録を用紙に出力したものを添えて、警務部警察県民課長（以下「警察県民課長」という。）に提出するものとする。

2 主管課長は、他の所属と共管する訓令等を公表しようとするときは、関係所属長に協議し、その同意を得なければならない。

3 警察県民課長は、第1項の規定により訓令等公表依頼書の提出を受けたときは、速やかに公表に係る手続を行うものとする。

（公表の取消手続）

第8条 主管課長は、訓令等が廃止されたとき又は訓令等の公表を取りやめるときは、訓令等公表取消依頼書（別記第2号様式）を作成し、警察県民課長に提出するものとする。この場合において、主管課長は、訓令等の公表を取りやめるときは、あらかじめ警察県民課長に協議しなければならない。

2 主管課長は、他の所属と共管する訓令等の公表を取りやめるときは、関係所属長に協議し、その同意を得なければならない。

3 警察県民課長は、第1項前段の規定により訓令等公表取消依頼書の提出を受けたときは、速やかに公表の取消しに係る手続を行うものとする。

（更新手続）

第9条 主管課長は、公表している訓令等を改正したときは、速やかに訓令等更新依頼書（別記第3号様式）を作成し、改正後の当該訓令等の電磁的記録及び当該電磁的記録を用紙に出力したものを添えて、警察県民課長に提出するものとする。

2 警察県民課長は、前項の規定により訓令等更新依頼書の提出を受けたときは、速やかに更新に係る手続を行うものとする。

（目録の備付け）

第10条 警察県民課長は、訓令等公表目録を備え付け、訓令等の公表状況に係る経過を明らかにしておくとともに、関係書類を保存しておくものとする。

（条例等）

第11条 山口県警察が所管する条例、山口県公安委員会が所管する規則及び規程その他これらに準ずるものについては、訓令等に準じて公表するものとする。